

❶力強い成人宣言。❷記念品の
お酒はちゃんと二十歳になってから。
❸椿原紀昭町長から「若い情熱を持ってチャレンジしてください」と激励。❹祝電披露。たくさんの方からお祝いのメッセージが贈られました。❺友人たちと久しぶりの再会。❻実行委員会のメンバー。ご苦労様でした。❼司会進行は緊張の連続。❽式も終わり自然と笑顔がこぼれます。



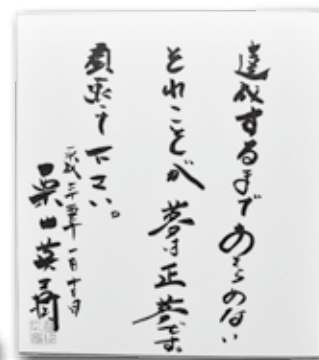
誓
責任ある大人に
これから成人として責任と自覚をもたなくてはなりません。私は医師を目指しているの、将来的に人の命を守っていかなくてはなりません。しっかりと自覚し、責任のある行動をしたいです。
両親は愛情を持って私を育ててくれました。とても感謝しています。これから少しずつでも恩返ししたいです。

千葉 慶宜さん

感謝

視野の広い大人に
もっと視野を広くして全体を見渡せるようになります。そしてお母さんのような大人になって、お父さんのような人と結婚したいです。
今は札幌の大学に通っています。札幌に出てから栗山の良さがとてもわかるようになりました。
大学を卒業してどこかのまちで就職したとしても、いずれは栗山に戻ってきたいです。

金谷美咲さん



晴れ着やスーツ姿の新成人が大人の第一歩を踏み出しました。新成人123人を代表して諏訪部純平さんと工藤恵里那さんが「これから先の未来を創っていく先頭を走るの私たち。明るい未来を創りたい」と力強く成人宣言をしました。
成人式実行委員会が制作したビデオレター上映では、サプライズゲストとして北海道日本ハムファイターズの栗山英樹監督がスクリーンに登場。「夢は持ち続ける限り可能性がある。夢を持ち続けてほしい」と新成人にエールをおくりました。

成人式

万感の思いを胸に旅立ち

平成25年1月13日

新成人への記念品として、式で撮影した記念写真をラベルにしたお酒と、栗山英樹さんからのメッセージが贈られました。



●平成 24 年度 政策評価委員会・評価結果（6 事業）

評価対象事業	総合評価コメント（改善のポイントなど）	判 定
①栗山町農業振興公社事業 ※農地流動化対策、農業担い手の育成・支援などを目的とする公社の運営（特に担い手対策を中心に評価）	●農業を理解してもらううえでも、公社設立の意義やメリットを町民に発信すべき（町広報やホームページ）。 ●公社運営に対する女性の参画を。 ●担い手対策について、土地の集約や財政支援は重要であるが、人材育成や配偶者の確保にも留意した事業展開をすべき。	何らかの改善を伴う継続
②特定健診および保健指導事業 ※国民健康保険加入者の 40 歳以上を対象に、生活習慣病（高血圧・高血糖・脂質異常など）の予防に向けた健診および保健指導を行う事業	●「福祉のまち栗山」にとって受診率の低さは大きな問題。近隣の事例から、原因は“何か”をさぐり早急に手を打つべき。 ●栗山独自の無料健診（29 歳および 34 歳、3 年連続の 3 年目）の意義が住民に浸透していない。 ●町広報はもとより、医療機関との協力強化、集団健診の充実、健康づくり推進員の活用など、あらゆる手段で対応すべき。 ●食育事業との連携も必要。	何らかの改善を伴う継続
③介護予防事業 ※高齢者の要介護状態の予防を目的に専門指導による運動や、体力づくり教室を実施する事業	●利用者負担が利用者の重荷にならないよう気を配って欲しい。 ●現在は体力づくり中心のメニューであるが、医療機関とも連携した独自性のあるメニュー（認知症対策、生きがいづくりなど）づくりが必要。 ●より多くの対象者に知ってもらう工夫が必要。 ●さらに高齢化が進む中「栗山なら安心」といえるまちづくりを。	何らかの改善を伴う継続
④廃棄物中間処理施設整備事業 ※埋立ごみの炭化処理を行い、ごみの減量と、最終処分場の延命化を図る事業（炭の地域還元も予定）	●ごみモニター制度や、子どもへの啓発（ごみ育）など、新たな視点で、さらなる周知を検討してはどうか。 ●炭の活用に関しては、成果が上まらないのが不満。もっと住民の声を聞いて良い方法をさぐって欲しい。 ●施設の管理経費（約 2,300 万円）の削減に努力を。 ●炭化施設での爆発事故がすぐに町民に伝わらず、2 ヶ月も後に報告されたことは、協働のまちづくりの精神に反する	何らかの改善を伴う継続
⑤防災情報通信手段調査・構築事業 ※災害時の情報伝達の手段に関する調査検討を行う事業（防災無線、コミュニティ FM 活用など）	●多額の費用を要する防災無線より、携帯電話やメディアを通じた伝達方法、住民相互で助け合う方式など、各地の事例を調査して、栗山だからこそできる伝達手段の構築を。 ●検討委員会の設置も良いが、自治基本条例が制定されるので、広く住民参加により事業の内容を問うのも良い。 ●災害はいつ起きるか分からないので早急に検討して欲しい。	現状どおり継続
⑥介護福祉学校運営事業 ※介護福祉士を養成する町立の介護福祉学校の運営（特に学生募集を中心に評価）（H24 入学 56 人／定員 80 人）	●介護福祉学校は「福祉のまち栗山」のシンボルであるが、学校も学生もまちに溶け込んでいない。あらためてその意義を町民が理解できるように投げかけて欲しい。 ●頑張っている学生の姿を紹介するなど、広報やメディアを使った周知活動、地元との交流、特色ある講座、奨学金制度など、全ての方法を見直して学生の確保を。 ●卒業生（介護福祉士）の待遇改善を国に訴え続けていくべき。	何らかの改善を伴う継続

町民の声を 町政に届ける

“町民目線”の評価結果を町長に報告（6 事業）

町の実施する各種事業を“町民の目線”から評価し、改善につなげることを目的とする政策評価委員会（永池英彦委員長）が昨年 12 月 21 日、栗山町第 5 次総合計画から選定した 6 事業の評価をまとめ、椿原紀昭町長に報告しました。町では、現在、評価委員会の評価を踏まえた予算編成作業を行っており、平成 25 年度事業での改善策について協議しています。

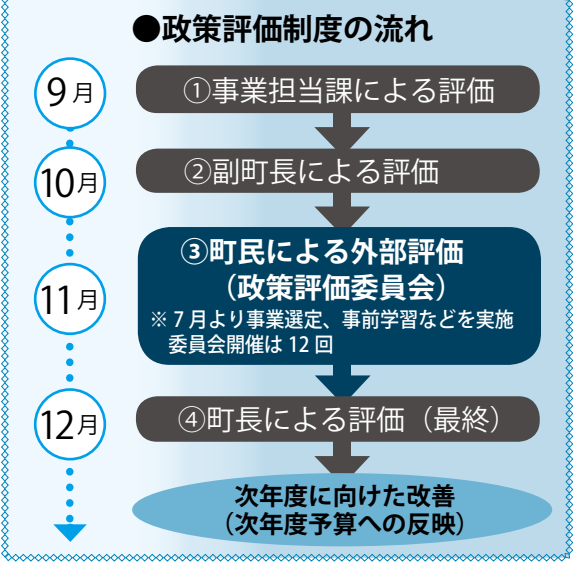
平成 24 年度の報告書を椿原町長に手わたす永池英彦委員長ほか 4 人の委員の皆さん（12 月 21 日）



町では、平成 20 年度から、各事業の成果を評価・検証し、次年度への改善につなげる目的から政策評価を実施しています。年度の半期を終えた 9 月から 12 月にかけて事中評価を行い、次年度予算編成に改善策を反映する仕組みです（右図）。

平成 23 年度からは、その評価のサイクルに町民が参加する政策評価委員会（外部評価）を設置し、町民の目線からの事業改善を目指しています。委員会は、町民委員 5 人（右表）により構成され、酪農学園大学の河合博司教授（地方自治研究室）の助言を受けながら、評価基準の設定か

町民の声を受けて
まちの仕事の改善を



●政策評価委員（※敬称略）

委員長	永池 英彦	湯 地
副委員長	坂口 由紀子	北学田
委 員	大沼 英明	松風 2
委 員	越前谷 徹	富 士
委 員	古瀬 鈴子	朝日 4

※酪農学園大学・河合博司教授（地方自治研究室）をアドバイザーとし、助言を受けながら活動

◆問い合わせ
町経営企画課地域政策グループ ☎ 73-7502

▼町担当者に対する事業ヒアリング



ら、事業選定、事前学習を経て、担当課に対する事業ヒアリング（説明・質疑）を実施。①必要性、②公平性、③実施方法（実施内容、事業コスト）、④協働性（情報共有と町民参加）、⑤事業成果の 5 つの視点を踏まえ、総合的に評価しました。

町民と行政をつなぐ
パイプ役に…

評価委員会では、各事業を評価するにあたり、必要に応じて現地視察や担当者を招いての事前学習を実施するなど、学習と現状把握に努めてきました。単なる行政批判や事業の是非を判断する視点ではなく、官民の情報共有と、町民参加による事業改善の視点からの活動となりました。

永池委員長は「町民の熱意がまちを変える、という思いで活動した。町民参加のまちを目指して自治基本条例制定に向かう中、この委員会が町民と行政をつなぐパイプ役であって欲しい」と感想を述べ、椿原町長は、「町民の関心の高い事業を選定し、率直に評価をいただいた。結果を受け止め、予算編成に皆さんの声を反映したい」と、半年近くにわたる委員会の活動に感謝を述べました。

▼介護福祉学校の現地視察と学習会



行財政改革の取組状況

本町では、健全な財政を維持していくため、平成12年度からの第1次行財政改革、平成15年度からの第2次行財政改革を着実に進めてきました。しかし、強力に押し進められる国の構造改革や近隣町との合併破たん、今後の財政見通し（中長期財政推計）による累積赤字見込額の発生など、これまでの財政構造を見直し、持続可能なものへ転換していくことが急務となりました。

このため、新たな対策として、平成17年度から平成27年度の11カ年を取組期間とする第3次行財政改革「がんばる栗山プラン21」を策定し、積極的な改革に取り組んでいます。

■第3次行財政改革の概要
第3次行財政改革は、行政体制のスリム化と人件費の削減、計画的な投資的事業の実施と町債発行の抑制、積極的な民間開放と広域行政の推進などを重点に取り組んでいます。また、その時々々の経済情勢や国の動向を踏まえた中で、進捗状況を管理し、改革事項の達成状況を確認していくとともに、必要に応じて、改革の前倒しや追加の対策を実施しています。

これまでの主な改革プランの取組状況や今後実施する内容は、次のページのとおりです。行財政改革の実現は、町民の皆さんの理解と協力が不可欠であり、今後も積極的な情報の発信に努め、財政の健全化を進めていきます。

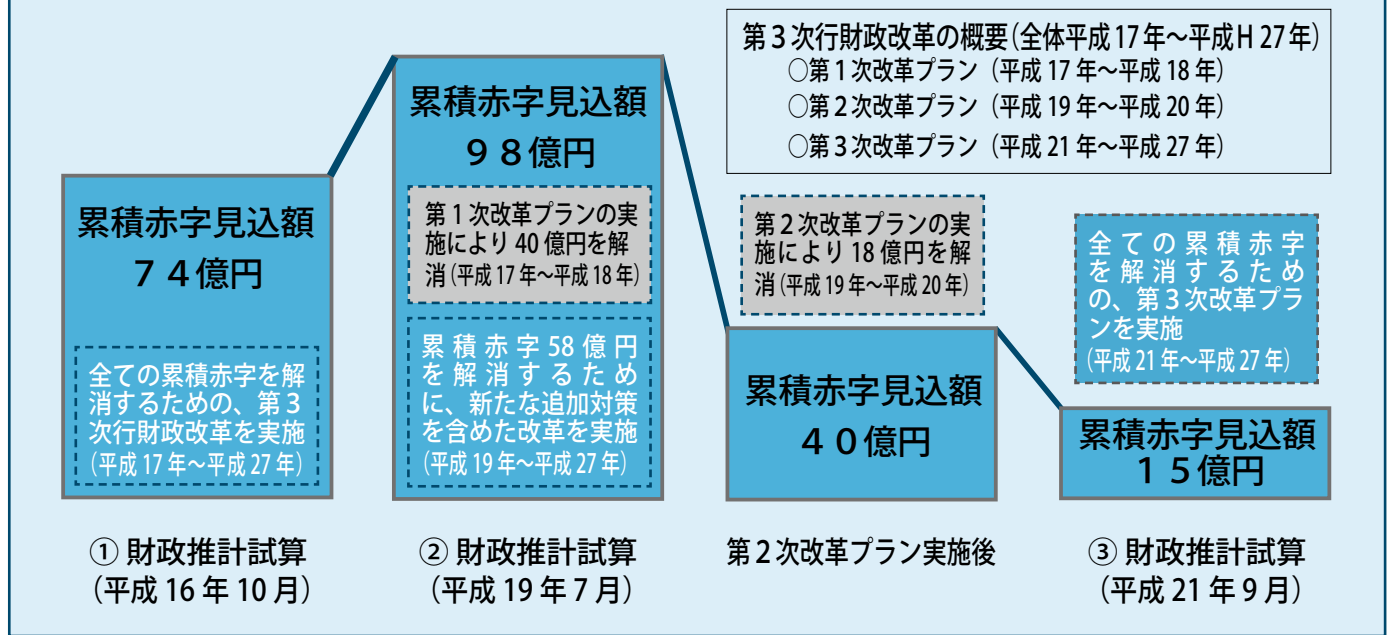
■改革の取組経過と実績
①平成16年10月試算の財政推計において、平成27年度までに74億円の累積赤字額が見込まれたため、全ての累積赤字を解消するための、第3次行財政改革を実施することになりました。

②平成19年7月試算の財政推計の見直しにおいて、赤字見込額が98億円に増加。第1次改革プランで40億円を解消しましたが、残りの58億円を解消するために、新たな追加対策を含めた改革を実施することになりました。

※第2次改革プランでは、18億円を解消しています。

③平成21年9月試算の財政推計の見直しにおいて、赤字見込額が40億円から15億円に減少。現在実施している第3次改革プランにより、全ての累積赤字を解消することとしています。

第3次行財政改革の取組経過と実績（累積赤字見込額の解消）



第3次行財政改革の取組状況と今後の計画

<平成17年度～平成27年度の改革プラン主要項目を抜粋>

1 行政全体の見直しに関すること		
■月額給料の削減および各種手当の廃止・削減（特別職、一般職）		（実施年月）
○特別職	町長10%、副町長8%、収入役・教育長7%削減	平成15年4月～平成18年3月
	町長20%、副町長15%、教育長10%削減	平成18年6月～平成20年3月
	町長30%、副町長20%、教育長15%削減	平成20年4月～平成22年3月
	町長20%、副町長15%、教育長10%削減	平成22年4月～
○一般職	一律10%相当額削減	平成20年4月～平成25年3月
○期末勤勉手当の役職加算凍結（特別職、一般職）		平成19年4月～
○その他各種手当の削減（管理職、住宅・通勤、特殊勤務手当など）		平成19年4月～
■職員数の削減（平成16年 192人⇒平成27年予定 136人 ※56人削減）		
○組織機構の見直し（収入役制度、部長制の廃止）		平成18年7月～
○職員勤奨退職制度の導入（40歳以上の職員）		平成19年1月～平成22年3月
○職員希望降任制度の導入（係長相当職以上の職員）		平成19年1月～
○組織機構の見直し（係制の廃止とグループ制の導入）		平成19年7月～
■その他の取り組み		
○民間委託業務の拡大（保育所、泉徳園の民間移管など）		平成17年4月～
○公共施設管理方法の見直し（指定管理者制度の導入、中央公民館の利用廃止）		平成20年4月～
○公債費の平準化（町債の返済期間延長と低利率資金への借換）		平成19年4月～平成22年3月
○投資的事業の計画見直し		平成17年4月～
○一般施策の見直し（団体・事業補助金および町単独福祉施策など）		平成17年4月～
2 歳入の確保に関すること		
■町税税率の改定、新税の導入など		
○都市計画税率の改定	（現行税率0.2%⇒0.3%）	平成18年4月～
○軽自動車税率の改定	（標準税率⇒標準税率の1.2倍）	平成18年4月～
	（標準税率の1.2倍⇒標準税率の1.5倍）	※平成25年4月～
○入湯税の導入	（宿泊者1人に対し、1泊あたり150円を課税）	平成18年4月～
○入湯税の拡大	（日帰り客1人に対し、50円を課税）	平成21年4月～
○固定資産税	（現行税率1.4%⇒1.6%）	※平成24年4月～
○町民税法人税割	（現行税率14.5%⇒14.7%）	※平成24年4月～
○都市計画税課税区域の拡大（角田地区を新たに追加）		※平成26年4月～
■その他の取り組み		
○公共施設使用料金の改定		平成17年4月～
○広告事業の導入による広告料の徴収		平成19年4月～
○ごみ処理手数料の改定（資源ごみを除く現行料金を30%値上げ）		※平成25年4月～
※印の実施年月は、いずれも平成28年以降の実施へと変更		

2月18日
月
から
3月15日
金
まで

税の申告

始まります！

今年も、所得税の確定申告、町道民税の申告の時期が近づいてきました。次のとおり申告相談日を設けましたので、必要書類などを用意のうえ、期日までに正しく、忘れず申告しましょう（還付の確定申告については、2月18日以前でも受付いたします）。



税に関する相談・お問い合わせ

申告内容は個人によって異なります。申告の仕方や書類など、ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。

- 岩見沢税務署 ☎ 0126-22-0810
- 町税務課課税グループ ☎ 73-7505

◆確定申告が必要な方

- ・事業を営む方で、所得金額が所得控除の合計額よりも多い方
- ・給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える方
- ・給与を2力所以上から受け、年末調整をされなかった給与の収入額と給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える方
- ・年金受給者で源泉徴収税を納付している人（ただし、公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告は必要ありません）

◆町道民税の申告が必要な方

- ・所得税の申告を必要としない方で給与・事業・不動産などの収入がある方（給与のみで年末調整済みの方を除く）
- ・国民健康保険に加入している方（収入のない方、または少ない方でも国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置は、申告がなければ対象になりません）

◆申告に必要なもの

- 印鑑（認め印でかまいません）
- 税務署から申告書を送付された方は必ずその申告書
- 収入の分かる書類（給与・年金のある方は源泉徴収票。無くした方は再発行してもらいましょう）

□医療費控除を受ける方は支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書（事前に医療費の明細書を作成してください。用紙は税務課にあります）

□社会保険料控除を受ける方は社会保険任意継続、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書または証明書（国民年金保険料は控除証明書の添付が必要です）

□生命保険料、地震保険料などの控除を受けられる方は控除証明書

□住宅借入金等特別控除を受けられる方は登記事項証明書、住民票の写し、売買契約書または請負契約書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

□障がい者控除を受ける方は障がい者手帳、療育手帳、障がい者控除対象者認定書などの確認ができるもの。

【介護保険の要介護認定（要支援は除く）を受けている65歳以上の方は、障がい者手帳などの交付を受けていない場合でも、「障がい者控除対象者認定書」の交付により控除の対象となります。該当すると思われる方は、事前に「町住民福祉課高齢者・介護グループ」にご相談ください】

□税金が還付になる方は本人名義の銀行などの口座番号がわかるもの
□その他の控除などについてはお問い合わせください。

申告相談日 ◆時間に余裕を持ってお越しください。

期 日		時 間	会 場
休日相談	2月24日(日)	8:30 ~ 12:00	役場 1階税務課 ⑧番窓口 ☎ 73-7505 
	3月10日(日)		
平日相談	2月18日(月)～ 3月15日(金)の平日	8:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:15	
	3月5日(火)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	
	3月6日(水)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	

※上記日程の間は大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。特に3月5日～6日は出張相談のため役場税務課窓口の職員が少なく非常に混雑します。できるだけ別の日にお越しください。

※事業所得、不動産所得、譲渡所得のある方は、岩見沢税務署へご相談ください。

生活と環境

【問い合わせ】 町環境生活課
生活安全グループ ☎ 75110
環境対策グループ ☎ 75111

安全・安心な街を目指して

路面に応じた安全運転と

ケガや事故に遭わない歩行を！

今年の冬も雪が多く、車道や歩道がせまくなっています。路面は、積雪や凍結によりたいへん滑りやすくなっており、車のスリップや歩行時の転倒などによる事故が増加します。

ドライバーや歩行者は、時間にゆとりを持ち、ゆつくりと行動することで交通事故を防ぎましょう。

■運転者として！

冬道の安全運転のポイント

○運転前の準備

車の屋根に雪が積もったまま運転をすると、走行中に雪が落下して非常に危険です。発車前に必ず雪を落としましょう。また、フロントガラスの凍結・曇りを解消し、視界を十分に確保しましょう。

○『急』のつく運転操作は絶対にしない

急加速、急ブレーキ、急ハ

ンドルはスリップを招きます。ソフトな運転操作を心がけましょう。

○危険を予測して慎重な運転を

雪道・凍結路では停車距離が非常に長くなります。スピードを控え、車間距離を十分にとって走行しましょう。また、わだちのある道ではハンドルを取られないように注意しましょう。

○減速は早めに

ブレーキを小刻みに踏み、カーブや交差点では手前で十分に減速しましょう。

○歩行者を思いやる運転を

歩行者は、寒さや足元の悪さのため周りをよく見ていなかったり、積雪や除雪により車道を歩いたりしています。歩行者の近くを通過する際は、安全な間隔の保持や徐行をするなど、歩行者を守る運転に努めましょう。

■歩行者として！

冬道の安全歩行のポイント

○滑りにくい靴を履きましょう。また、歩幅を小さくしたり、靴の裏全体を路面につけるなど、滑りにくい歩き方をしましょう。

○転倒時のケガに備え、帽子や手袋などを着用し、ポケットから手を出して歩きましょう。

○積雪や除雪により道幅が狭くなります。車の動きをマメに確認しましょう。また、むやみに車道を歩かないようにしましょう。

○外出する際は、明るい色の服や反射材を身につけるなど、早く自分の存在に気づいてもらう工夫をしましょう。



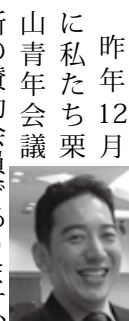
こんにちは！

私たち 栗山青年会議所です。⑬

「笑顔あふれるまちづくり

すべては未来の宝のために」

こんにちは、一般社団法人栗山青年会議所の今年度理事長を務めます飯尾隆亮です。



昨年12月に私たち栗山青年会議所の賛助会員であります、北海道日本ハムファイターズ栗山英樹監督の優勝パレードに参画させていただきました。皆さまで共に、盛り上がり、夢と感動をもらいました。

さて、当青年会議所では今年度のスローガンを「笑顔あふれるまちづくり」としては未来の宝のために」とさせていただきます。

私たち栗山青年会議所メンバーが、いつも笑顔で活動し事業を行い、そこに参加、協力していただいた人たちが笑顔になる。地域みんなが笑顔になれば、その地域は笑顔にあふれ、明るい・楽しい・こころ豊かな



栗山監督の優勝パレード

無火災を願って！

栗山消防団出初式・出初はしごのり



新春恒例の栗山消防団第1分団（田鎖充雄分団長）による「出初はしごのり」が1月6日、駅前通り商店街などで行われました。今年一年の無火災を祈願し毎年行われているもので、高さ約7メートルのはしごの上で登梯（とてい）員が掛け声とともに妙技を次々と披露しました。

また、午後から行われた出初式では、第1分団から第3分団の団員122人と救急車、はしご車など13輦の消防車が、駅前通りを力強く行進しました。カルチャープラザ「Eki」で行われた式典では長年にわたり地域防災に貢献された皆さんへの表彰などが行われました。

消防庁長官表彰

■感謝状

元栗山消防団分団長 小針 清
元栗山消防団分団長 大川 一夫
元栗山消防団分団長 谷永 良一

北海道知事表彰

■永年勤労章（勤続30年）
第3分団副分団長 伊藤 三也
第3分団部長 小野寺 均
■勤労章（勤続20年）
第2分団班長 橋元 治
第3分団班長 村岡 信春
第1分団班長 高杉 文浩

■表彰状（勤続10年）

第1分団班長 蛭名 勇人
第1分団班長 村上 渉
第1分団班長 大旗 修
第2分団班長 田中一寿夫
第2分団班長 高野 龍一
第3分団班長 橋本 克己

北海道消防協会会長表彰

■功績章

第3分団分団長 鈴木 英雄
■勤続章（勤続30年）
第3分団班長 清水 嘉則
■勤続章（勤続20年）
第1分団班長 渋谷 俊昭

第3分団班長 村岡 信春
第1分団班長 高杉 文浩
第2分団班長 都築 輝昭
■勤続章（勤続10年）
第1分団班長 蛭名 勇人
第1分団班長 中井 浩輝
第2分団班長 大旗 修
第2分団班長 田中一寿夫
第2分団班長 高野 龍一

第2分団班長 藤島 利充
第2分団班長 中川 和政
第3分団班長 橋本 克己

北海道消防協会空知地方支部長表彰

■功績章

第2分団分団長 早苗 雄二
第1分団班長 小室 雅裕
第3分団班長 松本 俊一
■勤続章（勤続15年）
第2分団班長 藤森 洋貴
第2分団班長 則武 悠司
第3分団班長 中島 豊浩
■勤続章（勤続5年）
第1分団班長 吉田 啓二
第1分団班長 原口 宜大
第2分団班長 増田 忠宏
第2分団班長 水上 信吾
第3分団班長 伊藤 寛人
第3分団班長 安藤 一也





【問い合わせ】
町地域医療・保健対策室
☎ 73-2256

健康なあなたも！ 通院中のあなたも！ 年に一度 特定健診を受けましょう

特定健診の受診はお済みですか？

生活習慣病予防のための特定健診は、平成20年4月にスタートしてから、今年で5年目になります。栗山町の受診率は年々低下し、近隣町村と比較しても低い状況にあります(表1)。

特定健診を継続して受けていただくことを目的に毎年受診すると、3年目の健診料金が無料になります。毎年特定健診を受けて生活習慣病を予防しましょう！



集団健診を実施します

栗山町の地区別受診状況(表2)では、12月末時点で農村地区に比べ市街地の受診率が10%前後と低い状況です。今年度、最後の集団健診の機会となりますので、是非ご利用ください。

【日程】

2月26日(火)・28日(休)の2日間

【場所】

総合福祉センターしやるる
(健診機関・栗山赤十字病院)

【健診内容・対象】

・特定健診(栗山町国保に加入されている40～74歳までの方)
・がん検診(肺・大腸) 35歳以上の町民

※いきいき健診(後期高齢者医療制度)

接種忘れはありませんか？ 3月3日(日)に 予防接種が受けられます！

【場所】にしみこどもクリニック
【時間】9:00～12:00まで
【申込期限】3月1日(金)13:00まで

【申込先・問い合わせ】
町地域医療・保健対策室 ☎ 73-2256

～3月1日から7日は子ども予防接種週間です～

表1 南空知4町の特定健診受診状況

※北海道国保連集計資料より

	平成21年	平成22年	平成23年
栗山町	22.5%	21.7%	20.3%
長沼町	62.2%	61.3%	56.0%
南幌町	35.8%	34.0%	36.2%
由仁町	52.2%	52.7%	52.2%
北海道	21.5%	22.6%	23.5%

表2 平成24年 地区別特定健診受診状況

(平成24年12月末現在)

地区名	対象者数	受診者数	受診率
松風	397	46	11.6%
中央	467	34	7.3%
錦	80	13	16.3%
桜丘	138	15	10.9%
朝日	287	43	15.0%
富士	137	22	16.1%
中里	173	21	12.1%
湯地	123	13	10.6%
森	3	1	33.3%
鳩山	37	4	10.8%
雨煙別	57	7	12.3%
緑丘	2	0	0.0%
北学田	55	17	30.9%
桜山	43	10	23.3%
杵白	88	26	29.5%
旭台	60	22	36.7%
共和	38	17	44.7%
三日月	29	3	10.3%
角田	166	19	11.4%
阿野呂	43	21	48.8%
大井分	51	27	52.9%
南学田	83	31	37.3%
継立	170	31	18.2%
日出	41	7	17.1%
御園	70	24	34.3%
南角田	34	15	44.1%
円山	51	6	11.8%
東山	0	0	0.0%
滝下	11	5	45.5%
合計	2,934	500	17.0%

健康のコラム



ふくだ かずまさ
つぎたて 歯科 院長 福多 一雅

フッ化物洗口について

先月は、フッ化物洗口によるむし歯予防のメカニズムについてお話ししましたが、一番気になるのが、「本当にフッ素って安全なの？」「副作用とかないの？」ということだと思います。

■フッ化物とは？

まず、フッ化物の主成分、フッ素とはどのようなものかと言いますと、自然界に広く分布している元素です。フッ素は、自然界に広く分布し、土壌中に280ppm、海水中に1.3ppm含まれ、私たちが毎日飲んでいる水道水や飲食品(海産物、肉、野菜、お茶、ビールなど)にも含まれている自然環境物質で

す。もちろん私たちの体の骨や歯、唾液、血液、内臓などにも存在しています。ただし、フッ素は大変反応性が強い元素であるため、自然界では単独の元素として存在することはなく、必ず他の何らかの元素と結合したフッ化物として存在しています。



■フッ化物の安全性について

フッ化物の洗口液を誤って飲み込んだ場合、身体に害を及ぼすかと言いますと、一回分を飲み込んだとしても身体には全く害はありません。

フッ化物洗口が身体に害を及ぼすかどうかの急性中毒と慢性中毒の両面から解説します。

【急性中毒】

一度に多量のフッ化物を摂取したときに生じるもので、吐き気、嘔吐、腹部不快感などの症状を示します。フッ化物の急性中毒量は、体重1kgあたり2mgとされています。例えば就学前の幼児(体重20kg)場合、急性中毒量はフッ化物として40mgであるのに対し、週5回法の洗口液1回分7mlに含まれるフッ化物量は1.6mgであるので、40÷1.6=25、すなわち25人分以上

を一度に飲み込まない限り急性中毒量には達しません。

【慢性中毒】

フッ化物の慢性中毒は歯のフッ素症と骨硬化症です。歯のフッ素症はあごの骨の中で歯が作られている時期に長期間継続してフッ化物が摂取されたときに発現します。フッ化物洗口を開始する時期である4歳ごろには永久歯の前歯部の歯冠部(歯の根の上の口の中に現れる部分)はほぼできあがっているため、問題となる前歯部に歯のフッ素症が発現することはありません。

骨硬化症は、フッ化物濃度8ppm以上の飲料水を20年間飲み続けるなど長期間継続して摂取したときに発生する可能性がある疾患です。フッ化物洗口で発生する心配はありません。

また、フッ化物洗口には劇薬を用いると誤解されている報告もあります。が、むし歯予防のためのフッ化物洗口液は劇薬ではありません。

フッ化物洗口には主にフッ化ナトリウム水溶液が使われています。市販の医薬品であるミラノールやオラブリスは薬事法施行規則に基づき劇薬扱いとなり、フッ化ナトリウム試薬も粉末では劇薬に相当しますが、洗口に用いられる溶液は、濃度の高い場合でもフッ化物イオン濃度が0.09%(900ppm)であることから、同規則にある劇薬指定除外規定のフッ化

物濃度1%以下に該当となり劇薬指定から除外されます。また、口の中にキズや口内炎があっても、それに影響することはありません。

■フッ化物洗口は安全で、むし歯予防に有益な方法

フッ化物洗口剤を歯科医院で処方してもらうことにより、家庭でもフッ化物洗口を実施することが出来ます。正しく実施すれば集団で行うのと同じむし歯予防効果が得られます。しかし、家庭で何年もの間、毎日継続することの難しさや、洗口後約30分以内に飲食物を摂取すると、フッ化物が失われ、その予防効果が期待できなくなる特性があります。学校、施設であればその心配もなく、さらに、授業と授業の間や始業前に洗口を実施し、そのまま授業に入るなどの対応もできるため、学校や施設で行うのが一番良いと思われます。

町内の小学校、幼稚園、保育所では現在、希望者にフッ化物洗口を実施しております。お聞きになりたいことがありましたら、小学校、幼稚園、保育所か、お近くの歯科医院にお問い合わせください。と思います。

